

(三重県) 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

適用日 令和3年4月1日～

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	3,030,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(複数の母子家庭の母・複数の父子家庭の父、複数の寡婦による共同起業の場合)	4,560,000				
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,520,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	別表のとおり	就学期間中	卒業後6か月	据置期間経過後10年以内 (専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内)	無利子
	18歳年度末を迎え児童扶養手当等を受給できなかった高校等就学児童	上記の額に児童扶養手当の額を加算する				
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童・寡婦 父母のない児童	100,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	子に係るもの →無利子
		通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 330,000				母親・父親に係るもの 連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき (技能習得)月額141,000 (医療介護)月額105,000	知識・技能を習得する期間中の5年以内	知識・技能の習得期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内 (技能習得)	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額70,000	医療又は介護を受けている期間中の1年以内	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内 (医療介護)	
	母子家庭の母・父子家庭の父 (配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満の者)	月額105,000 (上限2,520,000) ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,260,000円を限度として一括して貸付けすることができる。	配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満 (生活安定貸付期間)	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき 月額105,000	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
		母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額70,000				
※特別な事情がある(物価の影響を受けている)場合、3月分を一括して貸付けすることができる。						
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	一般 1,500,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		災害等 2,000,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	260,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
医療介護資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療 340,000		医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		特に経済的に必要と認められる場合 480,000				
		介護 500,000				

(三重県) 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

適用日 令和3年4月1日～

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	小学校	64,300	修学・修業を 終了後6か月	据置期間経過 後10年以内	無利子
		中学校	81,000			
		高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 150,000			
		(一般課程)	自宅外 160,000			
		私立の 高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000			
		国公立の 大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000			
		私立の 大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 580,000 自宅外 590,000			
		国公立の大学院	380,000			
		私立の大学院	590,000			
		修業施設	自宅 中学校卒業者 150,000 高等学校卒業者 272,000 自宅外 中学校卒業者 160,000 高等学校卒業者 282,000		(修業施設) 据置期間経過 後5年以内	
結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子	婚姻する子1人につき 300,000		貸付の日から 6か月	据置期間経過 後5年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	月額 68,000 高校3年在学時就職 希望の児童が自動車 運転免許取得の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以内	習得期間満了 後1年 ※自動車免許 の場合、貸付 した時点から 1年	据置期間経過 後10年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭 の父・寡婦	月額 68,000 入学金、学費等特に 必要と認められる場合 816,000 自動車運転免許取得 の場合 460,000	知識技能を習得す る期間中の5年以内	習得期間満了 後1年 ※自動車免許 の場合、貸付 した時点から 1年	据置期間経過 後10年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%

(注) 申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。
連帯保証人は、年齢60歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。